

渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する住宅（国、県、市及びその関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。）の所有者が当該住宅の一般耐震診断を希望する場合において、市が耐震診断者を派遣して、一般耐震診断を実施することにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の向上及び耐震改修の実施の促進を図り、もって地震に強い安全なまちづくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般耐震診断 「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づく一般診断法による耐震診断をいう。
- (2) 一戸建て住宅 一の敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (3) 耐震診断者 一般社団法人群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者をいう。

(事業)

第3条 市長は、本要綱に基づき一般耐震診断を受けようとする住宅の所有者に対し、予算の範囲内で、耐震診断者を派遣し当該住宅の一般耐震診断を行い、その結果を通知するものとする。

(対象要件)

第4条 耐震診断者を派遣する対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅であること。
- (2) 居住の用に供される面積が、延べ面積の過半を占める住宅であること。
- (3) 地上2階建以下の住宅であること。

- (4) 在来軸組構法（太い柱又は垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられた住宅を含む。）によって建てられた住宅であること。
 - (5) 市内に住所を有する個人が居住している住宅又は市内に居住しようとする個人が所有する住宅であること。
- 2 一般耐震診断を受けようとする者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうちから選任された代表者1人。以下「申請者」という。）は、次に掲げるものを滞納していないこと。
- (1) 市区町村税（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）した市区町村のもの）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市外に住民登録がある者で、本市の市税が課税されているものにあつては、当該市税
- 3 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（申請手続）

第5条 申請者は、構造的に独立した棟ごとに、渋川市木造住宅耐震診断者派遣申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（本市が渋川市税の納税状況を確認することに同意する場合は、第2号の書類を除く。）を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（市外に住民登録がある者に限る。）
- (2) 市区町村税の納税証明書（未納額のない証明用）又はこれに代わるもの
- (3) 対象住宅の登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (4) 建築確認通知書の写し又は平面図及び現況写真（2面以上）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（耐震診断者の派遣の決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、一般耐震診断を実施することが適当と認めるものは、これを決定し、渋川市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）をもって当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、一般耐震診断を実施しないことを決定したときは、その理由を付して、渋川市木造住宅耐震診断者派遣不決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の決定の内容を変更する必要があると認めるときは、当該決定の内容を変更し、その内容を申請者に通知するものとする。

（派遣に要する経費）

第7条 耐震診断に要する費用は、市が負担するものとする。ただし耐震診断者の交通費については、派遣対象者の実費負担とし現地調査時に耐震診断者に直接支払うものとする。

2 前項に掲げる交通費の額は、1,000円とする。

3 市が負担する耐震診断に要する費用の事業全体の負担限度額は、158千円とする。

（一般耐震診断の取りやめ等）

第8条 申請者は、決定通知書（第6条第4項の通知を含む。）を受けた後、一般耐震診断を中止し、又は取りやめるときは、速やかに渋川市木造住宅耐震診断者派遣辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（一般耐震診断の取消し）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一般耐震診断の実施の決定を取り消すことができる。

（1） 虚偽その他の不正な申請があったとき。

（2） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき一般耐震診断の実施の決定を取り消したときは、その理由を付して、渋川市木造住宅耐震診断者派遣決定取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（一般耐震診断の着手）

第10条 市は、決定通知書を発した後、速やかに耐震診断者を派遣しなければならない。

(一般耐震診断の実施)

第 1 1 条 耐震診断者は、申請のあった住宅に対し一般耐震診断を実施し、診断結果の報告を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに一般耐震診断実施結果報告書（様式第 6 号）を申請者に通知するものとする。

(守秘義務等)

第 1 2 条 耐震診断者は、一般耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 申請者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。

(2) 一般耐震診断の処理を第三者に委託すること。

(3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。